

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 5 日

久喜市長 貴心信智

久喜市規則第 3 6 号

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成２２年久喜市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、事業」を「、福祉事業」に改める。

第２条の４第２項各号列記以外の部分中「法令に」を「法令の規定に」に改め、同項第２号中「法令に」を「法令の」に改める。

第５条第５項中「、その他」を「その他」に改める。

第７条の６中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

様式第１０号中「３１５，０００」を「３３０，０００」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第７条の６の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。